

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人旭川医科大学組織及び運営規則（平成16年旭医大達第148号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後			現行		
(略)			(略)		
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年10月1日から施行する。</u>					
別表1（第20条第6項関係）			別表1（第20条第6項関係）		
講座（分野（部門））	医学科	(略)	講座（分野（部門））	医学科	(略)
		<u>法医科学</u>			<u>法医学</u>
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)		(略)	(略)		(略)
(略)			(略)		
【改正理由】 講座の名称変更に伴い、所要の改正を行うものである。					